

非核兵器地带

非核兵器地帯(NWFZ)の設置は、世界的な核軍縮と軍縮に関する規範を強化し、平和と安全に向けた国際的な取り組みを強固なものにするための地域的なアプローチです。

核兵器不拡散条約(NPT)第 7 条には、「この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の 領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を 及ぼすものではない」とあります。

国連総会決議 3472B(1975 年)によると、NWFZ は次のように定義されています。

「…国連総会によって認められ、任意の国の集団が、その主権を自由に行使し、条約に基づいて設立した地帯。それによって、

- (a) 地帯の境界設定の手続きを含め、その地帯を対象とする核兵器の完全な不存在に関する規定が定められる。
- (b) その規定から生じる義務の遵守を保証するために、検証および管理の国際的なシステムが 創設される」

現在ある NWFZ は、次の条約に基づいて設立されています。

トラテロルコ条約: ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約

ラロトンガ条約: 南太平洋非核地帯条約

バンコク条約: 東南アジア非核兵器地帯条約ペリンダバ条約: アフリカ非核兵器地帯条約

中央アジア非核地帯条約

モンゴルによる非核兵器地帯宣言は、国連総会決議 55/33S「モンゴルの国際的安全保障および 非核兵器地位」の採択により、国際的に認められています。

特定の地域の非核化を扱う条約には、ほかに次のようなものがあります。

南極条約

宇宙条約: 月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における国家活動を律

する原則に関する条約

海底条約: 核兵器および他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約

非核兵器地帯の地図はこちらをご覧ください。

http://www.un.org/disarmament/

日本語訳:国連広報センター